

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出等の取扱いについて

訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出（訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する専門の研修を受けた看護師に係る届出、精神科訪問看護基本療養費に係る届出、24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算・特別管理加算に係る届出）の取扱いについては、これまでも「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日付け保医発0305第10号）において示してきたところです。しかしながら、今般、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に基づき指定訪問看護事業者の指定を受け、又は同法第89条第2項に基づき指定があったとみなされたのみで、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出を行わずに、「訪問看護基本療養費」の（Ⅰ）ハ若しくは（Ⅱ）ハ、「精神科訪問看護基本療養費」、「24時間対応体制加算」、「24時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」を算定していた訪問看護事業者がみられました。

本件に関して、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出等の取扱いは、下記のとおりとしますので、対応に遺漏なきようよろしくお願いいたします。

なお、本件については、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会を通じて、社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に協力を依頼しているものであることを申し添えます。

## 記

1. 社会保険診療報酬支払基金支部より、平成25年5月における訪問看護療養費明細書の審査において、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出を行わずに、「訪問看護基本療養費」の（Ⅰ）ハ若しくは（Ⅱ）ハ、「精神科訪問看護基本療養費」、「24時間対応体制加算」、「24時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」を算定していたことが確認された訪問看護事業者のリストを入手すること。

また、社会保険診療報酬支払基金支部において、当該リストには掲載されていないが、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出を行わずに、「訪問看護基本療養費」の（Ⅰ）ハ若しくは（Ⅱ）ハ、「精神科訪問看護基本療養費」、「24時間対応体制加算」、「24時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」を算定していた訪問看護事業者を新たに把握した場合は、おって貴局あてに連絡があるので、概ね1か月以内に以下の2.及び3.の取扱いに準じて対応すること。

2. 1. のリストに掲載された訪問看護事業者に連絡し、以下の点について指示するとともに、改めて訪問看護事業者として必要な手続きに関する十分な理解と自覚を促すよう指導すること。この指示及び指導については、平成 26 年 1 月 24 日までの間に、地方厚生（支）局において行うこと。

(1) 「訪問看護基本療養費」の（Ⅰ）ハ又は（Ⅱ）ハを算定していた訪問看護事業者については、届出を行わずに当該算定を始めた時点の事業所の状況を「訪問看護基本療養費の注 2 及び注 4 に規定する専門の研修を受けた看護師に係る届出書」（様式 1）に記載し、平成 26 年 2 月 28 日までに地方厚生（支）局に提出すること。

また、「訪問看護基本療養費」の（Ⅰ）ハ又は（Ⅱ）ハについては、緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が訪問看護を行った場合に算定できるものであるため、当該基準を満たす者が訪問看護を行っていたことが確認できるよう、その状況を別紙 1 に記載し、上記の届出書と併せて地方厚生（支）局に提出すること。

(2) 「精神科訪問看護基本療養費」を算定していた訪問看護事業者については、届出を行わずに当該算定を始めた時点の事業所の状況を「精神科訪問看護基本療養費に係る届出書」（様式 2）に記載し、平成 26 年 2 月 28 日までに地方厚生（支）局に提出すること。

また、「精神科訪問看護基本療養費」については、精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有する保健師、看護師、准看護師又は作業療法士が訪問看護を行った場合に算定できるものであるため、当該基準を満たす者が訪問看護を行っていたことが確認できるよう、その状況を別紙 2 に記載し、上記の届出書と併せて地方厚生（支）局に提出すること。

(3) 「24 時間対応体制加算」、「24 時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」を算定していた訪問看護事業者については、届出を行わずに当該算定を始めた時点の事業所の状況（当該時点が平成 24 年 3 月 31 日以前の場合は、平成 24 年 4 月 1 日時点の事業所の状況）を「24 時間対応体制加算・24 時間連絡体制加算・特別管理加算に係る届出書」（様式 3）に記載し、平成 26 年 2 月 28 日までに地方厚生（支）局に提出すること。

また、「24 時間対応体制加算」、「24 時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」については、所定の基準を満たす場合に算定できるものであるため、当該基準を満たした上で訪問看護を行っていたことが確認できるよう、別紙 3 を作成し、上記の届出書と併せて地方厚生（支）局に提出すること。

3. 2. (1)、(2)又は(3)によって提出された届出書及び添付書類等により、「訪問看護基本療養費」の(Ⅰ)ハ若しくは(Ⅱ)ハ、「精神科訪問看護基本療養費」、「24時間対応体制加算」、「24時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」の届出基準を満たしていたことが確認できた場合は、当該訪問看護事業者が届出を行わずに当該算定を始めた時点(「24時間対応体制加算」、「24時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」については、当該時点が平成24年3月31日以前の場合は、平成24年4月1日時点)をもって、当該届出書が受理されたものとし、社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に、その旨を通知して、当該届出書及び添付書類等の写しを送付すること。なお、届出基準を満たしていたことが確認できなかった場合は、当該届出書を受理しないこと。

また、上記により届出書が受理されたものとした日以降に、当該訪問看護事業者において、届出内容と異なった事情が生じていた場合は、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日付け保医発0305第10号)により、変更の届出を行わせること。

なお、「精神科訪問看護基本療養費」について、訪問看護を行っていた者が精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有する者に該当していなかった場合は、精神科訪問看護指示書、精神科訪問看護計画書等を訪問看護指示書、訪問看護計画書等とみなした上で、「訪問看護基本療養費」の算定基準を満たすときには、「訪問看護基本療養費」を算定するものとする。

4. 2. 及び3. の取扱いについては、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出は訪問看護事業者が責任をもって行うべきものであるが、訪問看護事業者が当該届出を行う義務を十分に理解できていなかったこと、平成24年度診療報酬改定において届出内容に変更があったが、十分に周知徹底できていなかったこと、訪問看護療養費の算定内容と届出の突合審査が十分にできていなかったこと等を踏まえた特例的なものであり、訪問看護事業者からの2. の届出書及び添付書類等の提出については、平成26年2月28日までに限るものとする。

5. 2. において指示を行う訪問看護事業者以外にも、訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出を行わずに、「訪問看護基本療養費」の(Ⅰ)ハ若しくは(Ⅱ)ハ、「精神科訪問看護基本療養費」、「24時間対応体制加算」、「24時間連絡体制加算」又は「特別管理加算」を算定している訪問看護事業者があるおそれがあるため、貴管下の全ての訪問看護事業者に対し、このような場合には、2. の届出書及び添付書類等を地方厚生(支)局に提出することについて、平成26年1月24日までに広く周知を行うこと。